

中国における国家秘密保護と情報管理強化

山本 賢二*

はじめに

筆者は昨年の本欄（『ジャーナリズム&メディア』7号（2014.3）「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」pp.386-394 参照）で2013年5月ごろ（実際は4月）に、中共中央弁公庁から「当面のイデオロギー領域の状況に関する通報」（「关于当前意识形态领域情况的通报」）が下達されたことに触れ、次のように指摘した。

.....

いわゆる「9号文献」と呼ばれるこの「通報」はイデオロギー領域における当面の問題を指摘したもので、「二、当面のイデオロギー領域における注意が必要な際立つ問題」（「二、当前意识形态领域值得注意的突出问题」）で下記の7項目の問題が指摘された。

（1）西側の憲政民主を宣揚し、現代の指導を否定し、中国の特色を備えた社会主義政治制度を否定することを企む。

（2）「普遍的価値」を宣揚し、党の執政の思想理論基盤を動揺させようと企む。

（3）公民社会を宣揚し、党の執政の社会的基盤を瓦解させようと企む。

（4）新自由主義を宣揚し、我が国の基本的経済制度を改変しようと企む。

（5）西側のジャーナリズム観を宣揚し、我が国の党がメディアを管理する原則と新聞出版管理制度に挑戦する。

（6）歴史虚無主義を宣揚し、中国共産党の歴史と新中国の歴史を否定しようと企む。

（7）改革開放に疑問を投げかけ、中国の特色を備えた社会主義の性質に疑問を投げかける。

(http://snzg.cn/article/html/article_34937.html)

この「通報」は習近平体制のイデオロギー問題に対する観点が極めて明確に示されているといえるだろう。

.....

この「9号文献」が国家秘密であったとされ、それを漏えいした容疑で国連に1997年から設置されている「世界報道の自由賞」の中国唯一の受賞者である高瑜が拘束されたことが伝えられた。その新華社電は高瑜が「域外に不法に国家秘密を提供した罪の容疑」で、「北京の警察当局に法に従って拘留」されているとし、その経過について「2013年8月、某域外ウェブサイトが中央の機密文書をアップし、その後多くのウェブサイトが転載し、社会的に広く関心を引き起こした。北京警察当局はすぐに特捜チームを設置し、全力で調査活動を行った。大量の調査を経て、特捜チームは最終的に犯罪容疑者として高瑜（女、70歳、北京市朝陽区人）を特定した。特捜チームは大量の証拠を把握した基礎の下に、2014年4月に彼女を捕まえるとともに、その居住地で重要な証拠

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

を手に入れた。」とし、「犯罪容疑者高瑜は不法に手に入れた中央の機密文書を域外の某ウェブサイトに提供した犯罪事実を認めた。」と伝えるとともに、高瑜が「深い後悔の念」を示し、「自分の秘密漏えい行為が国家の利益に危害を与え、国家の法律に抵触したが、このことに心から悔悟の気持ちを表し、誠心誠意自分の誤りと罪を認識し、甘んじて法律の処罰を受けたい。」と述べたとしている。(新華社北京5月8日電)

この新華社電とともに中央テレビで高瑜が罪を認めた映像が全国に流された。それまでの記者活動が認められ、1988年、改革派の『経済学周報』の副編集になった高瑜は1989年の民主化運動では党内改革派と学生たちとの間の斡旋役を果たしていたりもした。胡績偉が高瑜に「6.4天安門事件」の名誉回復を付託した(『J & M』第6号「胡績偉の遺産」(2013.3) pp.226-245 参照)のも彼女が記者として常に改革派の立場で健筆を振るってきたからでもある。この「伝説」の「女性記者」を「さらし」たのは明らかに党内外の改革派に対する警告といえる。そして、そこから「70歳」の「女性」であっても国家秘密を漏えいする行為は許さないとする習近平体制の強い姿勢を見ることができるのである。

また、同欄で言及した習近平総書記の2013年8月19、20日に開催された全国宣伝思想工作会議での「重要講話」(「8.19講話」)についても末端に「『8.19講話』ネット上での秘密漏えい事件調査処理状況に関する通報」(关于“8·19”讲话网上泄密事件查处情况的通报)が下達されていることが明らかになっている。一例を挙げれば、新疆ウイグル自治区の博州婦連が「秘密保護工作制度」を学んだことを伝えたウェブサイトの情報によると、「12月23日、博州婦連は幹部職員労働者全体を組織して『8.19講話』ネット上での秘密漏えい事件調査処理状況に関する通報」を学ぶことを組織することに関する通知(州党保弁法発〔2013〕2号)と秘密保護工作制度を真剣に学んだ」とある。(「8.19講話」の分析については別稿準備)(<http://www.xjboz.gov.cn/html/2013-12/13-12-25-A5AM.html>)

この「ネット上での秘密漏えい」が新華社の「通稿」に無い内容を中国の公開メディアが伝えたことを指すのか、それともネット上に流れている習近平の講話全文の「提綱」を指すのかは「通報」の内容が不明のため明らかではないが、いずれにしても「8.19講話」をめぐって「秘密漏えい」があったことは間違いのないところである。

こうしたインターネットを通じての二件の国家秘密漏えい事件をめぐり動きに加えて、2013年4月に「ニュース取材編集人員のインターネット活動管理強化に関する通知」(关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知)、9月に最高人民法院と最高人民検察院が合同で出した「情報ネットワークを利用して誹謗等を行う刑事案件処理について適用する法律の若干の問題に関する解釈」(最高人民法院 最高人民检察院关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释)がそれぞれ下達された。そして、2014年に入ると、3月に「中華人民共和国国家秘密保護法実施条例」(「中华人民共和国保守国家秘密法实施条例」)が施行され、7月には「新聞従業人員職務行為情報管理弁法」(「新闻从业人员职务行为信息管理办法」)も下達された。

上述した一連の動きを見るだけでもインターネットを含む中国のジャーナリズム・メディア環境がこれまで以上に情報管理が強化される時代に入ったことを示している。

1. 国家秘密保護に関する法律

1.0 憲法の関連条項

国家秘密漏えいに対してはもともと憲法に関連条文がある。現行の憲法第53条に「中華人民共和国公民は憲法と法律を遵守し、国家秘密を保護し、公共財産を愛護し、労働規律を遵守し、公共秩序を遵守し、社会公德を尊重しなければならない。」（「第五十三条 中华人民共和国公民必须遵守宪法和法律，保守国家秘密，爱好公共财产，遵守劳动纪律，遵守公共秩序，尊重社会公德。」）とあり、次の第54条には「中華人民共和国公民は祖国の安全、荣誉および利益を擁護する義務を有し、祖国の安全、荣誉および利益に危害を与える行為があってはならない。」（「第五十四条 中华人民共和国公民有维护祖国安全、荣誉和利益的义务，不得有危害祖国安全、荣誉和利益的行为。」）とある。すなわち、中国の公民は「国家秘密を保護」「しなければならない」し、「祖国の安全、荣誉および利益を擁護する義務」を負うことが明示されている。

1.2 新旧国家秘密保護法の関連条項

そして、この憲法に基づいて1988年に制定され同89年5月から施行されたのが「中華人民共和国国家秘密保護法」（「中华人民共和国保守国家秘密法」）である。同法は2010年4月に改正されているので前者を旧法、後者を新法とここでは呼ぶことにする。

同法は新旧いずれも第2条に国家秘密を次のように定義している。「国家秘密とは国家の安全と利益に関係し、法定手続きによって確定し、一定期間内において一定範囲の人員だけに知られる事項である。」（「第二条 国家秘密是关系国家的安全和利益，依照法定程序确定，在一定时间内只限一定范围的人员知悉的事项」）。また、国家秘密保護の義務についても第3条に「すべての国家機関、武装勢力、政党、社会团体、企業事業単位および公民はいずれも国家秘密を保護する義務を有する。」（「第三条 一切国家机关、武装力量、政党、社会团体、企业事业单位和公民都有保守国家秘密的义务。」）と明記している。この条文は憲法の「国家秘密を保護」「しなければならない」という表現からさらに一歩進んで公民にはその「義務」があるとしたのである。これに新法では「国家秘密の安全に危害を及ぼすいかなる行為も、すべて法律の追究を受ける」（「任何危害国家秘密安全的行为，都必须受到法律追究。」）とする文言が加えられた。

そして、その第9条（旧法は第8条）は「下記の国家の安全と利益にかかわる事項で、漏洩されると国家の政治、経済、国防、外交などの領域の安全と利益を損なう可能性があるものは国家秘密と確定すべきである。」（「第九条 下列涉及国家安全和利益的事项，泄露后可能损害国家在政治、经济、国防、外交等领域的安全和利益的，应当确定为国家秘密：」）として、具体的に国家秘密に相当する事項を次のように列挙している。

- (1) 国家の実務の重大政策決定の中における秘密事項。
（「(一) 国家事务重大决策中的秘密事项；」）
- (2) 国防建設と武装勢力の活動の中における秘密事項。
（「(二) 国防建设和武装力量活动中的秘密事项；」）
- (3) 外交と外事活動の中における秘密事項および対外的に秘密保護の義務を負う秘密事項。
（「(三) 外交和外事活动中的秘密事项以及对外承担保密义务的秘密事项；」）

- (4) 国民経済と社会発展の中における秘密事項。
 (「(四) 国民经济和社会发展中的秘密事项;」)
- (5) 科学技術の中の秘密事項。
 (「(五) 科学技术中的秘密事项;」)
- (6) 国家安全擁護活動と刑事犯罪捜査の中の秘密事項。
 (「(六) 维护国家安全活动和追查刑事犯罪中的秘密事项;」)
 国家秘密保護行政部門によって確定されたその他の秘密事項。
 (「(七) 经国家保密行政管理部门确定的其他秘密事项。」)
 政党の秘密事項の中で前項の規定に合致するものは、国家秘密に属する。
 (「政党的秘密事项中符合前款规定的, 属于国家秘密。」)

ここでは「政党の秘密事項の中で前項の規定に合致するものは、国家秘密に属する。」と明記されており、「国家秘密保護法」の中で、「政党の秘密事項」も「国家秘密」であるとしている点は中華人民共和国の党国体制を如実に反映したものといえよう。なお、旧法は「本法第2条の規定に合致しないものは、国家秘密に属さない。政党の秘密事項の中で本法の第2条の規定に合致するものは、国家秘密に属する。」(「不符合本法第二条规定的, 不属于国家秘密。政党的秘密事项中符合本法第二条规定的, 属于国家秘密。」)としている。

そして、メディアに関する規定は、第27条に次のように明記されている。「[新聞雑誌、図書、AV製品、電子出版物の編集、出版、印刷、発行、ラジオ番組、テレビ番組、映画の製作および放映、インターネット、移動通信網などの公共情報ネットおよびその他のメディアの情報編集、発表は関係秘密保護規定を遵守すべきである。]」(「第二十七条 报刊、图书、音像制品、电子出版物的编辑、出版、印制、发行, 广播节目、电视节目、电影的制作和播放, 互联网、移动通信网等公共信息网络及其他传媒的信息编辑、发布, 应当遵守有关保密规定。」)とし、この時代を反映して「インターネット」、「移動通信網」などの「公共情報ネット」と「その他のメディア」にも「関係秘密保護規定」を「遵守」するように求めている。

なお、旧法は当時のメディア環境を反映して第20条で次のように規定していた。「新聞雑誌、書籍、地図、写真資料、AV製品の出版と発行およびラジオ番組、テレビ番組、映画製作および放映は関係秘密保護規定を遵守すべきであり、国家秘密を漏えいしてはならない。」(「第二十条 报刊、书籍、地图、图文资料、声像制品的出版和发行以及广播节目、电视节目、电影制作和播放, 应当遵守有关保密规定, 不得泄漏国家秘密。」)。

1.2 国家安全法の関連条項

また、1993年2月に制定施行された「国家安全法」にも国家秘密に関連した条項がある。同法は第3条で「中華人民共和国公民は国家の安全、榮譽および利益を擁護する義務を有し、国家の安全、榮譽および利益に危害を及ぼす行為があってはならない。」(「第三条 中华人民共和国公民有维护国家的安全、荣誉和利益的义务, 不得有危害国家的安全、荣誉和利益的行为。」)とし、第4条で「いかなる組織や個人も中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす行為を行えば、法律による追

究を受けなければならない。」(「第四条 任何组织和个人进行危害中华人民共和国国家安全的行为都必须受到法律追究。」)と明記するとともに、「国家安全に危害を及ぼす行為」の一つとして「国家秘密を盗み、探り、買い、不法に提供したもの」(「(三) 窃取、刺探、收买、非法提供国家秘密的;」)を挙げている。

そして、第19条には「いかなる公民や組織も知り得た国家安全活動の国家秘密を保護すべきである。」(「第十九条 任何公民和组织都应当保守所知悉的国家安全工作的国家秘密。」)、続く第20条には「いかなる個人や組織も国家秘密に属する文献、資料およびその他の物品を不法に所持してはならない。」(「第二十条 任何个人和组织都不得非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品。」)と明文規定されている。

さらに法律責任についても第28条に「国家安全活動に関する国家秘密を故意あるいは過失によって漏えいしたものは、国家安全機関によって15日以下の拘留に処せられる。犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。」(「第二十八条 故意或者过失泄露有关国家安全工作的国家秘密的, 由国家安全机关处十五日以下拘留; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。」)、第29条に「不法に国家秘密に属する文献、資料およびその他の物品を所持するもの、および不法に専用スパイ器材を所持、使用したものに対しては、それらを没収する。不法に国家秘密に属する文献、資料およびその他の物品を所持するもので、国家秘密漏えい罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。」(「第二十九条 对非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品的, 以及非法持有、使用专用间谍器材的, 国家安全机关可以依法对其人身、物品、住处和其他有关的地方进行搜查; 对其非法持有的属于国家秘密的文件、资料和其他物品, 以及非法持有、使用的专用间谍器材予以没收。非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品, 构成泄露国家秘密罪的, 依法追究刑事责任。」)とある。

1.3 反スパイ法の関連情報

この「国家安全法」を改定した「中華人民共和国反スパイ法」(「中华人民共和国反间谍法」)が2014年11月1日に全人代常務委員会で採択された。その第4条は前法の第3条と同文で「中華人民共和国公民は国家の安全、榮譽および利益を擁護する義務を有し、国家の安全、榮譽および利益に危害を及ぼす行為があってはならない。」として、「国家の安全、榮譽および利益」を「擁護」する「義務」があることを明記し、国家秘密について第17条の中で「国家安全機関およびその工作人員は法律に基づき反スパイ工作の職責を履行する中で得た組織や個人の情報、資料はただ反スパイ工作のみに用いることができるだけである。国家秘密、商業秘密および個人のプライバシーに属するものは秘密保護すべきである。」(「国家安全机关及其工作人员依法履行反间谍工作职责获取的组织和个人信息、材料, 只能用于反间谍工作。对属于国家秘密、商业秘密和个人隐私的, 应当保密。」)としている。さらに第23条は「いかなる公民や組織も知り得た反スパイ工作に関する国家秘密を保護すべきである。」(「第二十三条 任何公民和组织都应当保守所知悉的有关反间谍工作的国家秘密。」)と指摘している。

さらに法律責任についても第31条に「反スパイ工作に関する国家秘密を漏えいしたものは、国家安全機関によって15日以下の拘留に処せられる。犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事

責任が追究される。】（「第三十一条 泄露有关反间谍工作的国家秘密的，由国家安全机关处十五日以下行政拘留；构成犯罪的，依法追究刑事责任。」）、第32条に「不法に国家秘密に属する文献、資料やその他の物品を所持するもの、および不法に専用スパイ器材を所持、使用したものに対しては、国家安全機関は法律に基づいてその人身、物品、住居およびその他の関係場所に対し捜査を行うことができる。それが不法に所持していた国家秘密に属する文献、資料やその他の物品、および使用した専用スパイ器材は没収する。不法に国家秘密に属する文献、資料やその他の物品を所持したもので、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。犯罪を構成しないものは、国家安全機関によって警告あるいは15日以下の行政拘留に処せられる。」（「第三十二条 对非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品的，以及非法持有、使用专用间谍器材的，国家安全机关可以依法对其人身、物品、住处和其他有关的地方进行搜查；对其非法持有的属于国家秘密的文件、资料和其他物品，以及非法持有、使用的专用间谍器材予以没收。非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由国家安全机关予以警告或者处十五日以下行政拘留。」）と規定している。

もちろん、新聞工作者という中国のメディア従事者は党国体制を宣伝領域から支える「工作者」であるとともに、「公民」でもあることから、上述したような「国家の安全、榮譽および利益」と国家秘密を保護する「公民」の「義務」を負う以上、党国体制の安全を揺るがすような国家秘密の暴露は許されないのは当然である。しかし、新聞工作者は一方では大衆の欲望渦巻く社会とそれを支配管理しようとする党国体制との接点に立つため、その報道が党国一方に偏する場合は問題とされないが、別の一方に傾くと時として摩擦が生じることになる。それがため、中国共産党は彼らをいかに管理するかに腐心するのである。

2. 「新聞出版秘密保護規定」の制定

その「腐心」の反映が上記の「国家安全保護法」第27条にある「遵守すべき」「関係秘密保護規定」として1992年6月に制定され、同年10月1日から施行された「新聞出版秘密保護規定」（「新聞出版秘密規定」）（原文全文後掲資料1）である。

この規定の対象は第2条にある「本規定は新聞雑誌、ニュース電信、書籍、地図、図画資料、AV製品の出版と発行およびラジオ番組、テレビ番組、映画製作および放映に適用される。」である。

そして、国家秘密保護の制度設計については第6条に「新聞出版秘密保護審査は自己審査と審査送致の結び付いた制度を実行する。」としたうえで、次の第7条に「新聞出版単位と情報を提供する単位は、公開で出版、報道しようとする情報に対して、関係秘密保護規定に従って自己審査を行うべきである。国家秘密に係るかの境界がはっきりしない情報に対しては、関係主管部門あるいはその上級機関、単位に送致し審査決定を仰ぐべきである。」と明記している。さらに、第12条は「関係機関、単位は当該機関、単位を代表する権限を持つ原稿審査機関と原稿審査人を指定し、新聞出版単位が審査送致してきた原稿が国家秘密に係るか否かを審査決定する責任を負わせるべきである。国家秘密に係るか否かの境界がはっきりしない内容に対しては、上級機関、単位に報告し審査決定を仰ぐべきである。その他の単位の業務の中の国家秘密に係るものは、責任をもつ

て関係単位の意見を求めるべきである。」としている。

次に、個人については第14条で「個人が新聞出版単位に公開で報道、出版する情報を提供しようとするときは、当該系統、当該単位の業務活動に係わることあるいは国家秘密に係わるか否かの境界がはっきりしない内容に対しては、事前に当該単位あるいはその上級機関、単位の審査決定を受けるべきである。」とすると同時に、国外への情報提供についても第15条で次のように規定している。「個人が域外の新聞出版機関に国家の政治、経済、外交、科学技術、軍事分野の内容に係わるものを報道、出版のため提供しようとするときは、事前に当該単位あるいはその上級機関、単位の審査決定を受けるべきである。域外に投稿するときは、国家の関係規定に合わせて処理すべきである。」さらに、秘密漏えいについては第16条で「国家公務員あるいはその他の公民は国家秘密が不法に報道、出版されたのを発見したとき、適時に関係機関、単位あるいは秘密保護活動部門に報告すべきである。秘密漏えい事件に係わる新聞出版単位と関係単位は、主体的に連携を取り、共同で救済措置をとるべきである。」とするとともに、罰則について第18条に「国家秘密を漏えいした責任単位、責任者は関係法律の規定に合わせて厳格に処置されるべきである。」、第19条に「新聞出版活動の中で秘密漏えい問題によって出版物の発行停止、廃刊あるいは回収の必要があるものおよびそれによってもたらされた経済損失に対しては、関係主管部門の規定に合わせて処理すべきである。新聞出版単位およびその取材編集人員と情報を提供した単位およびその関係人員が国家秘密を漏えいすることで得た不法な収入は法律に従って没収されるとともに国家財政に上納されるべきである。」と規定されている。

なお、「附則」の中で、「情報」（情報）について「本規定の称するところの『情報』とは、言語、文字、符号、図表、写真映像などの形式で表現できるもの。」と定義している。

3. 「ニュース取材編集人員従業管理に関する規定（試行）」の下達

ニュース取材活動に従事する者に対する全般的行動規範として、中共中央宣伝部、国家ラジオテレビ総局、新聞出版総署は2005年3月22日に「ニュース取材編集人員従業管理に関する規定（試行）」（「关于新闻采编人员从业管理的规定（试行）」）（原文全文後掲資料2）を下達した。

その中の第2条は「ニュース取材編集人員は憲法と法律を遵守し、党の新聞宣伝規律をしっかりと打ち固め、党と国家の利益を擁護し、人民大衆の根本利益を擁護しなければならない。党と国家の秘密を厳格に保護しなければならない。…」と明記し、「党と国家の秘密」の「保護」を「ニュース取材編集人員」（「規定」の前文に「本規定の称するところのニュース取材編集人員とは、中華人民共和国域内において認可を受け設立された新聞社、時事的定期刊行物出版社、通信社、ラジオ局、テレビ局、インターネットニュースサイトなどの新聞単位内の記者、編集、プロデューサー、キャスター、アナウンサー、評論員、翻訳などニュース取材、編集、制作、掲載放送などのニュース報道業務に従事する人員を指す。」とある。）に「厳格」に求めている。すなわち「規定」は「党の秘密」と「国家の秘密」を同等に扱っているのである。

国家秘密とは少し離れるが、第2条はさらに続けて「外国に係わるニュース報道の取材編集はわが国の外国に係わる法律とわが国がすでに加盟している国際条約を遵守し、わが国の対外政策を貫かなければならない。」と規定している。このことから中国メディアの国際報道は中国の「対外政策」が反映されることが分かるであろう。

そして、第3条には「ニュース取材編集人員は真実、全面、客観、公正の原則を堅持し、ニュースの事実の正確を確保しなければならない。真剣にニュースソースを確認し、虚偽で事実ではない報道を杜絶しなければならない。ニュース報道はニュースメディアが掲載発信する時、実名制を実行しなければならない。すなわち作者の本当の氏名が署名されなければならない。…」と規定され、「実名制」による責任の明確化が求められている。さらに、第5条ではニュース報道活動に当たり、利害関係によって、その影響を受ける可能性がある5項目を「回避」すべきものと明記している。

4. 「ニュース取材編集人員のインターネット活動管理を強化することに関する通知」の下達

また、2013年4月には「ニュース取材編集人員のインターネット活動管理を強化することに関する通知」(关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知)(原文全文後掲資料3)が下達されたが、これには国家秘密保護についての文言はないものの、「権威あるルートを通じて事実が確認された情報」、「許可を受けた情報」以外は、中国内外のインターネットウェブサイト上に情報を載せてはならないとする「ニュース取材編集人員」の言論空間を規制する事項が次のように明記されている。

「一」では「…自覚して有害情報の浸透と伝播を抑え、権威あるルートを通じて事実が確認されなかったネット情報を引用せず、報道せず、ネット上の流言、うわさあるいは憶測的な情報を伝播させず、転載しない。」、「二」では「…許可を受けずして、各種新聞単位はいずれも勝手に域外メディア、域外ウェブサイトのニュース情報製品を使用してはならない。」、「三」では「…事実を確認せずして、新聞単位の運営しているニュースウェブサイトは勝手にニュース提供者、特約記者、民間組織、商業機関などの提供した情報を発表してはならない。」、「四」では「…ウェイボー情報の発表は、法律法規および所在メディアの管理規定に違反してはならず、許可を受けずして、職務活動を通じて得た各種情報を発表してはならない。」、「五」では「…ニュース取材編集人員はネット上で虚偽の情報を発表してはならず、所在新聞機関の審査承認同意を受けずして、職務上の取材で得たニュース情報を域内外のウェブサイト上に掲載発信してはならない。」などとされている。

こうした「通知」が出されることは、中国のニュース生産者である「ニュース取材編集人員」がこれまで自身のブログなどインターネットを通じて比較的自由に報道言論活動を行っていたことの反証である。

5. 「新聞従業人員の職務行為情報管理弁法」の下達

そして、前述の「新聞出版秘密保護規定」制定から12年の時を経て作られたのが2014年7月8日に国家新聞出版ラジオテレビ総局によって下達された「新聞従業人員の職務行為情報管理弁法」(「新闻从业人员职务行为信息管理办法」)(原文全文後掲資料4)である。

この「弁法」は「新聞出版秘密保護規定」が旧「国家秘密保護法」の制定施行を受けて制定されたのと同様に、2010年4月に改正された新「国家秘密保護法」の制定施行に呼応したものである。

同「弁法」を下達した際に出された「各省(自治区、直轄市)新聞出版ラジオテレビ局、新疆生産建設兵団新聞出版局、中央と国家機関各部委、各民主党派、各人民団体新聞雑誌主管部門、中央主要新聞単位」(「各省(区、市)新闻出版广电局、新疆生产建设兵团新闻出版局、中央和国家机关各部委、各民主党派、各人民团体报刊主管部门、中央主要新闻单位:」)にあてた「通知」(「关于

印发《新闻从业人员职务行为信息管理办法》的通知 2014年07月08日 新广出发〔2014〕75号〕の中で同総局は次のような現状認識を示している。

近年、新聞従業人員が職務行為の情報を乱用する現象が時として現れている。あるものは秘密保護法規に違反し秘密に係わる情報を勝手に散布、伝播させ、あるものは思いのまま職務活動の中で知り得た情報をインターネットプラットフォームを通じて発表し、あるものは当該新聞単位が放送発信しなかった報道をその他の域内外のメディアにゆだね掲載放送させ、あるものは新聞単位の資源を利用し不当な利益を得ようとしたりして、正常なニュース伝播秩序を妨害し、党と国家の利益を損なっている。新聞従業人員の職務行為の情報の管理を着実に強化するため、「国家秘密保護法」等の関係法律法規に基づき、総局は

「新聞従業人員の職務行為情報管理弁法」を制定、いまここに印刷配布するので、真剣に貫徹実行されたい。（「近年来，新闻从业人员滥用职务行为信息现象时有发生。有的违反保密法规随意散布、传播涉密信息，有的擅自将职务活动中知悉的信息通过网络平台发布，有的将本新闻单位未播发的报道交由其他境内外媒体刊播，有的利用新闻单位资源谋取不正当利益，干扰了正常的新闻传播秩序，损害了党和国家利益。为切实加强新闻从业人员职务行为信息的管理，根据《保守国家秘密法》等有关法律法规，总局制定了《新闻从业人员职务行为信息管理办法》，现予以印发，请认真贯彻执行。」）

これは本稿の冒頭で述べた二件の国家秘密漏えい事件を含む国家秘密の漏えい現象に対する管理強化の措置であることは言うを待たない。

この「弁法」は第2条で「本弁法の称するところの新聞従業人員職務行為の情報とは、新聞単位の記者、編集、アナウンサー、キャスターなどニュース取材編集人員および技術面での支援提供などの補助活動にあたるその他の新聞従業人員が取材に従事し、会議に参加し、伝達を聴取し、文献を閲読するなどの職務活動の中で得た各種情報、素材および取材制作したところのニュース作品、その中には国家秘密、商業秘密、公開で披歴されていない情報などを含む、を指す。」としている。そして、第4条は「新聞単位は秘密保護制度を健全にすべきであり、新聞従業人員が職務行為の中で接触する国家秘密情報に対し、知られる範囲と秘密保護期限を明確にし、国家秘密のキャリアの受信発信、伝達、使用、複製、保存および解消制度を健全にし、国家秘密を不法に複製、記録、貯蔵することを禁止し、いかなるメディアのいかなる形式による国家秘密伝達も禁止し、私的な交流や通信の中で国家秘密に触れることを禁止する。」とすると同時に、「新聞従業人員は職場に就くとき秘密保護教育研修を受けるとともに、秘密保護誓約書に署名すべきである。」として就職時に「秘密保護誓約書」への「署名」を求めている。

さらに、第5条は「新聞単位は『労働契約法』の関係規定に合わせて、新聞従業人員と職務行為の情報の中の商業秘密、公開で披歴されていない情報、職務作品など知的財産権と関係する秘密保護事項について、職務行為情報秘密保護取り決めに署名し、職務行為情報統一管理制度を打ち立てるべきである。秘密保護取り決めは新聞従業人員職務行為情報の権利の帰属、使用範囲、職場離職後の義務と違約責任を分類し明確にしなければならない。新聞従業人員は秘密保護取り決めの合意事項に違反し、その他の域内外のメディア、ウェブサイト職務行為情報を提供してはならず、あ

るいは域外メディアの『特約記者』、『特約通信員』、『特約ライター』あるいはコラムニストなどになってはならない。」とするとともに、第9条で「新聞単位は秘密保護誓約書と職務行為情報秘密保護取り決めの署名を、新聞従業人員労働任用と職務任用の必要条件とし、署名ないものは聘用と任用をしてはならない。」として、「新聞単位は秘密保護誓約書」と「職務行為情報秘密保護取り決め」が採用にあたっての「必要条件」としている。であるから、当然、第10条には新聞記者証の受領申請、更新時に提出する資料の中にこの二つの書類が無ければ、新聞記者証の発行がなされないことも明記されている。

そして、第16条は「新聞従業人員が規定に違反し、職務行為情報を使用し秘密の喪失秘密の漏えいもたらされた場合、法に従って関係人員の責任を追究し、違法犯罪の疑いがあるものは司法機関に移送し処理する。」として、「秘密漏えい」の「責任」が問われることを明記している。

この「弁法」は中国の新聞工作者に対し、国家秘密を含む情報の取り扱いを示した規定であり、憲法、国家秘密保護法、新聞出版秘密保護規定と並ぶ重要な報道上の規制だといえる。特に「秘密保護誓約書」と「職務行為情報秘密保護取り決め」はニュース取材編集活動をする資格があることを示す「新聞記者証」の申請に不可欠であることが明文規定されたことは中国の新聞工作者の言論空間をさらに狭めることになる。

6. 中国の研究者の声

国家秘密の保護が強調される中、こうした傾向を中国の研究者はどのようにみているのであろうか。もちろん、憲法はもとより、すでに制定された関係法令、規定などを批判することはできないが、ここ数年、「草案」が公表されて、それに対して「意見」を聴取することが行われている。「国家秘密保護法」の2009年の改正にあたって、全国人民代表大会のウェブサイトはその「草案」と「草案説明」をアップし、「意見」を聴取した。

6.0 魏永征

これに対し、新聞法学者の魏永征は「全民秘密保護とは、公民全体を一律に国家秘密を保護する義務主体（もちろん責任主体でもある）と列することである。これは第3条の規定する『すべての国家機関、武装勢力、政党、社会団体、企業事業単位および公民はいずれも国家秘密を保護する義務を有する。』にある公民を国家機関、政党などとともに同じ立場に置く秘密保護の義務主体としている。『改正草案』はこの条文を援用しているが、これは全民秘密保護の体制が引き続き継続することを意味している。」「こうした論法自体にロジック上の矛盾がある。」ので「全民秘密保護体制」を改めるべきだとして要旨次のように指摘している。

国家秘密に対し第2条で「国家秘密とは国家の安全と利益に関係し、法定手続きによって確定し、一定期間内において一定範囲の人員だけに知られる事項である。」と定義するとともに、「国家秘密の周知範囲は、業務の必要に基づき最少範囲に限定すべきである」という規定もある。一般公民はどうして国家秘密を知ることができようか。彼らは国家秘密を知ることが不可能（知り得たとしても、問題は彼らにあるのではなく、その源ある）であるのに、どうして彼らに国家秘密を保護

する義務を担わせるのか。また、高級幹部の犯罪案件の「状況や結果」など「機密クラスの国家秘密」であり、裁判も実際上の非公開でもあり、どうして庶民が国家秘密がどのようなものであるかわかるというのか。何が国家秘密であるかも知る資格がないのに、秘密保護の義務を担うなど、どこに道理があるのか。

こうした全民秘密保護体制は、第一に情報伝達に口をつぐむ効果を生み、自分の行為の結果に対し予見性を失わせ、注意深く慎重になり、地雷原に触れないようにする。第二は「民間に重きを置き、その源を軽んじ、宣伝に重きを置き、実行を軽んじる」畸形を作り出す、という悪しき結果を生じさせる。

全民秘密保護は不合理であるばかりでなく、運用も難しい。少なくとも「知らなかった者は罪なし」を実行すべきであり、国家秘密だとは知らず無意識に秘密を伝播したものに対して、彼らに何らかの責任を担わすべきではない。

こうすると、国家秘密の制御不能をもたらすと心配する人もいるであろう。私か言いたいのは、現在国家秘密が多すぎて、多くの人が「国家秘密」に接触する機会があるようになっている。我々は考え方を改めるべきであり「すべての公民に私的な交流や通信の中で国家秘密に触れるのを禁止するのではなく、一般の人が私的な交流や通信の中で触れる可能性のある情報は国家秘密とすべきではない。」ということである。

<http://www.chinamediaresarch.cn/article.php?id=6195>

魏の議論は「公民」の立場から出発したものであるが、結果は彼の「意見」は取り入れられることなく、改正された「国家秘密保護法」の第3条は旧法と同じ「草案」の文言となった。魏の言葉を借りれば「全民秘密保護体制が引き続き継続」したことになる。もっとも、魏の「意見」が受け入れられるとすれば、憲法の関係条項も改正しなければならず、手続き的には後者が先にならなければならない。もちろん、魏はこの点も熟知しながら自分の「意見」を開陳したのであり、彼らの置かれている言論空間を考えると、ここが限界というところであろう。

6.1 孫旭培

これより先、国家秘密と「新聞の自由」の問題について、孫旭培は2006年に「sars危機から新聞の自由と国家秘密保護を見る」(『从萨斯危机看新闻自由与保守国家秘密』)と題する論文を書いている。<http://ilf.cn/Theo/39840.html>

従来から一貫して新聞の自由を法的に保障すべきであるという観点に立つ孫はsars報道の遅れをもたらした中国ジャーナリズム・メディアの基本制度の特色について「中国の新聞に関する法律には新聞の自由を保障する条項がなく、公衆の利益を保護するために疫病発生を独立して報道する権利もなく、重大な問題の報道は各級党委、あるいはその宣伝部門が情勢の安定に有利か、党と国家の利益に有利か否かに基づいて判断する。」として、それを改善するために次の2点の提案を行っている。

1. 行政の関与を少なくし、法による禁止をなくす、すなわち自由を徐々に実現する。現在、党と政府はメディアに対して宣伝規律や宣伝口径を常に下達する方法に依拠し、メディアに対して管理を実行しているが、これらは法律の条文よりずっと厳格である。…法治を実行するということは

党政部門の関与を少なくし、メディアが徐々に法律によって禁止が明記されていないものはすべて報道の自由をもつということを実現することを意味する。ここで言う「少なくし」、「徐々に」とは、党政部門の関与はまだ完全になくすことができないからであり、これはわが国の国情によって決められており、非常に重要な問題については、関与を行うことは国にとっても、民にとってもいづれも有利であるからである。…

2. 「公衆の利益を抗弁理由にできる」という原則を確立する。もしも、ある権力部門がメディアに対しある事柄を報道しないように強く命じたとして、この事が公衆の利益に確かに関係するのであれば、メディアは報道を完全に行うべきである。…」

そして、最後に孫は「現時点において、メディアが上記の2点を実現できるとすればその新聞の自由の水準ははっきりと向上し、それは中国の経済建設や民主政治の発展に割りと大きな積極的役割を發揮することができるであろう。」と述べている。

sars の経験は党国体制内部の情報流通の面で改善を見たが、メディアと「公衆」の関係については大きな変化を生むまでには至っていない。むしろ、孫のいうところの「基本制度」の改善が見られず、メディアからの情報発信に対しての規制が強化されつつあり、それがニュースを生産する新聞工作者にまで及んでいることがより顕著になっている。そのキーワードが「党の秘密」を含む「国家秘密」ということであり、魏のいうところの「全民秘密保護体制」ということになる。

おわりに

「秘密」とはだれに対しての「秘密」なのか、中華人民共和国の「国家秘密」は誰からそれを「保護」しようとしているのであろうか。前述したように2014年11月にはこれまでの「国家安全法」に代わるものとして「中華人民共和国反スパイ法」が制定され、施行されたことを考えると、敵対勢力の「スパイ」が国の内外に存在しており、それらから「国家秘密」を「保護」しようとするものでもあろう。しかし、情報統制をすればするほど、中国の中の中国共産党の孤立が示されることになり、その弱さを露呈させていることになる。こうした状況を見るにつけ、中国という大国を「暴力装置」をもつ中国共産党は中華人民共和国という「国家機器」を使い支配してきたが、1949年10月のその成立以来、国家統合が実現されずに今日に至っていると言わざるを得ない。孫のいうところの「公衆の利益」は党の公式的観点では「党の利益」と完全に一致しているということになる。これは「党性」と「人民性」は一致したものであるという党の教条の反映でもある。

折しも、2014年10月に開催された中国共産党第18期第4回中央委員会議で23日に採択された「中共中央の全面的に法によって国を治めることを推進する上での若干の重大問題に関する決定」（「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」）は「中国共産党の指導の堅持」が強調され、「党の指導と社会主義法治は一致したものであり、社会主義法治は必ず党の指導を堅持しなければならず、党の指導は必ず社会主義法治に依拠しなければならない。党の指導の下で法によって国を治め、法治を励行することのみによってはじめて人民が一家の主になることが充分に実現され、国家と社会生活の法治化が順序よく推進される。」（新華社北京10月28日電）と指摘している。

ことばを換えて言えば、これは党の絶対性を法律で補完するものであり、党の指導を擁護するための法治であり、法によって党国体制を強化するための「決定」であり、「党がメディアを管理す

る」ことを補強するものでもある。「党がメディアを管理する」というのは「党が情報を管理する」と同義である。すなわち「情報在民」ではなく「情報在党」なのである。

こうした一連の法的措置あるいは通知は習近平体制の情報管理に対する強い姿勢が反映されたものと言えよう。しかし、中国共産党による情報管理はそれが党内の力関係を反映した側面もあり、歴史が証明しているように、時として厳しく、時として穏やかになることもある。そして、彼の地で生きる新聞工作者は当面の言論空間の中で何をなすべきかを最も熟知している。国家秘密云々はいまに始まったことではないが、少なくとも当面その「漏えい」は抑制されることは間違いのないであろう。

これより先、習近平は「組長」として2014年8月18日に主宰した中央全面深化改革指導小組第四回会議で「伝統メディアと新興メディア」を融合させ発展を図ることに関し、「先進技術を支えとし、内容建設を根本とする」ことを「堅持」し、「競争力を備えた新型主流メディア」としての「強大な実力と伝播力、公信力、影響力を備えたいくつかの新型メディアグループをつくり、立体多様、融合発展した現代的伝播体系を打ち立てなければならない」と呼びかけている。同会議では「伝統メディアと新興メディアの融合発展を推進することに関する指導意見」（「关于推动传统媒体和新型媒体融合发展的指导意见」）も採択された。（新华网2014.8.18）この「指導意見」の全文はまだ公表されていないが、18期3中全会で打ち出されていたメディアの「融合発展」という方向のこうした具現化は、明らかに情報管理を強化するためにあることが見えてきた。これはまた習近平体制の今後におけるジャーナリズム・メディア政策の輪郭を示しているものと言えよう。

「新興メディア」としてのインターネットは中国においては既存のメディアとは異なる独自の発展を遂げてきた。インターネットを管理するために異なる党政機関によってさまざまな規定がつけられ、通知が出されてきた。その目的はいかにしてインターネット上に流れる情報を管理するかにあった。その「新興メディア」としてのインターネットを「伝統メディア」と「融合」させることでつくられる「現代的伝播体系」はそれをして情報を一元管理する上で有効に機能させることを目指しているのである。

ただ、こうしたメディアの統合を含め、国家安全を盾にインターネット上の情報を制御しきれるとすれば、これまで社会に鬱積している不満に一定程度はけ口を与えてきたインターネットという安全弁を閉じることにもなりかねない。胡績偉は1989年に「新聞の自由なくして、真の安定はない」と語ったが、「新聞」（ジャーナリズム）というのが知的エリートだけの議論の対象としてあった時代とインターネットが普及し誰でも情報を発信できる現在とでは中国共産党を取り巻くメディア環境はまったく違っている。にもかかわらず、中国共産党は上述したように情報管理を強化し、一元化を図ろうとしている。党の周辺に集まる優秀な知的エリートからなる膨大な官僚組織を動員し、彼らが管理する先進的科学技术を応用すればそれも可能であろう。

かつて、世界経済導報の総編であった欽本立は世界の趨勢から取り残されないように「球籍」（地球社会の一員）を問題にしたが、現在、国際関係を左右するまでの実力を備えた中国を率いる中国共産党にとって「球籍」は以前にも増して必要を感じなくなっているのかも知れない。とはいえ、こうした情報管理の強化を目の当たりにすると、中国共産党にとっては当面の中国の社会情勢は恐らく我々が考えているよりずっと深刻なのである。

人民解放軍はいまもって党の軍隊である。それは新聞工作者が当面の言論空間を熟知しているの

と同じように、中国共産党自身が自党の中国における存在と社会情勢をこれもまた最も熟知しているからでもあろう。「枪杆子」(暴力装置)と「笔杆子」(宣伝機関)は依然として中国共産党の中国経営を「敵対勢力」から守るための二大支柱であるのである。その「敵対勢力」とはオーウェルが『1984年』の中で描いた「ゴールドスタイン」や「ユーラシア」を彷彿させる。そして、中国共産党がいまだに共産主義者だとすれば、共産主義者の目指す「自由の王国」実現への道のりは遙か遠くに霞みつつあるかのようなのである。

.....

(資料1)

新闻出版保密规定

国家保密局 中央对外宣传小组 新闻出版署 广播电影电视部
国保[1992]34号 1992年6月13日

第一章 总 则

第一条 为在新闻出版工作中保守国家秘密，根据《中华人民共和国保守国家秘密法》第二十条，制定本规定。

第二条 本规定适用于报刊、新闻电讯、书籍、地图、图文资料、声像制品的出版和发行以及广播节目、电视节目、电影的制作和播放。

第三条 新闻出版的保密工作，坚持贯彻既保守国家秘密又有利于新闻出版工作正常进行的方针。

第四条 新闻出版单位及其采编人员和提供信息单位及其有关人员应当加强联系，协调配合，执行保密法规，遵守保密制度，共同做好新闻出版的保密工作。

第二章 保密制度

第五条 新闻出版单位和提供信息的单位，应当根据国家保密法规，建立健全新闻出版保密审查制度。

第六条 新闻出版保密审查实行自审与送审相结合的制度。

第七条 新闻出版单位和提供信息的单位，对拟公开出版、报道的信息，应当按照有关的保密规定进行自审；对是否涉及国家秘密界限不清的信息，应当送交有关主管部门或其上级机关、单位审定。

第八条 新闻出版单位及其采编人员需向有关部门反映或通报的涉及国家秘密的信息，应当通过内部途径进行，并对反映或通报的信息按照有关规定作出国家秘密的标志。

第九条 被采访单位、被采访人向新闻出版单位的采编人员提供有关信息时，对其中因工作需要而有涉及国家秘密的事项，应当事先按照有关规定的程序批准，并向采编人员申明；新闻出版单位及其采编人员对被采访单位、被采访人申明属于国家秘密的事项，不得公开报道、出版。

对涉及国家秘密但确需公开报道、出版的信息，新闻出版单位应当向有关主管部门建议解密或采取删节、改编、隐去等保密措施，并经有关主管部门审定。

第十条 新闻出版单位采访涉及国家秘密的会议或其它活动，应当经主办单位批准。主办单位应当

验明采访人员的工作身份，指明哪些内容不得公开报道、出版，并对拟公开报道、出版的内容进行审定。

第十一条 为了防止泄露国家秘密又有利于新闻出版工作的正常进行，中央国家机关各部门和其他有关单位，应当根据各自业务工作的性质，加强与新闻发布制度，适时通报宣传口径。

第十二条 有关机关、单位应当指定有权代表本机关、单位的审稿机构和审稿人，负责对新闻出版单位送审的稿件是否涉及国家秘密进行审定。对是否涉及国家秘密界限不清的内容，应当报请上级机关、单位审定；涉及其他单位工作中国家秘密的，应当负责征求有关单位的意见。

第十三条 有关机关、单位审定送审的稿件时，应当满足新闻出版单位提出的审定时限的要求，遇到特殊情况不能在所要求的时限内完成审定的，应当及时向送审稿件的新闻出版单位说明，并共同商量解决办法。

第十四条 个人拟向新闻出版单位提供公开报道、出版的信息，凡涉及本系统、本单位业务工作的或对是否涉及国家秘密界限不清的，应当事先经本单位或其上级机关、单位审定。

第十五条 个人拟向境外新闻出版机构提供报道、出版涉及国家政治、经济、外交、科技、军事方面内容的，应当事先经过本单位或其上级机关、单位审定。向境外投寄稿件，应当按照国家有关规定办理。

第三章 泄密的查处

第十六条 国家工作人员或其他公民发现国家秘密被非法报道、出版时，应当及时报告有关机关、单位或保密工作部门。

泄密事件所涉及的新闻出版单位和有关单位，应当主动联系，共同采取补救措施。

第十七条 新闻出版活动中发生的泄密事件，由有关责任单位负责及时调查；责任暂时不清的，由有关保密工作部门决定自行调查或者指定有关单位调查。

第十八条 对泄露国家秘密的责任单位、责任人，应当按照有关法律的规定严肃处理。

第十九条 新闻出版工作中因泄密问题需要对出版物停发、停办或者收缴以及由此造成的经济损失，应当按照有关主管部门的规定处理。

新闻出版单位及其采编人员和提供信息的单位及其有关人员因泄露国家秘密所获得的非法收入，应当依法没收并上缴国家财政。

第四章 附 则

第二十条 新闻出版工作中，各有关单位因有关信息是否属于国家秘密问题发生争执的，由保密工作部门会同有关主管部门依据保密法规确定。

第二十一条 本规定所称的“信息”可以语言、文字、符号、图表、图像等形式表现。

第二十二条 本规定由国家保密局负责解释。

第二十三条 本规定自 1992 年 10 月 1 日起施行。

(資料 2)

关于新闻采编人员从业管理的规定（试行）

中宣部、国家广电总局、新闻出版总署

为加强新闻职业道德建设，规范新闻采编人员行为，维护新闻界良好形象，促进新闻事业健康发展，制定本规定。

本规定所称新闻采编人员，是指在中华人民共和国境内经批准设立的报社、新闻性期刊社、通讯社、广播电台、电视台、新闻网站等新闻单位内的记者、编辑、制片人、主持人、播音员、评论员、翻译等从事新闻采访、编辑、制作、刊播等新闻报道业务的人员。

第一条 新闻采编人员要坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论和“三个代表”重要思想为指导，拥护中国共产党的领导，拥护社会主义制度，树立政治意识、大局意识和责任意识，贯彻团结稳定鼓劲、正面宣传为主的方针，把握正确舆论导向，支持改革开放和现代化建设，为人民服务，为社会主义服务，为全党全国工作大局服务。

第二条 新闻采编人员要遵守宪法和法律，奠定党的新闻宣传纪律，维护党和国家利益，维护人民群众的根本利益。要严格保守党和国家秘密。报道违纪违法案件，要自觉遵守案件报道的纪律，注意报道的政治效果、社会效果。采编涉外新闻报道，要遵守我国涉外法律和我国已加入的国际条约，贯彻我国对外政策。采编民族宗教报道，要遵守我国民族宗教政策和相关法规。要依法维护公民个人隐私权，依法维护报道对象的合法权益。采编涉及未成年人的负面报道，要遵守我国对未成年人保护的法律规定，维护未成年人的权益，未获得未成年人的监护人同意，一般不披露未成年人的姓名、住址、肖像等能够辨别和推断其真实身份的信息和音像资料。

第三条 新闻采编人员要坚持真实、全面、客观、公正的原则，确保新闻事实准确。要认真核实消息来源，杜绝虚假不实报道。新闻报道在新闻媒体刊发时要实行实名制，即署作者的真名实姓。不得干预民事纠纷和经济纠纷的调解，不得干预正常的司法审判活动。报道涉及有争议的内容时，要充分听取相关各方的意见，认真核对事实，准确把握分寸。

第四条 新闻采编人员要发扬实事求是、敬业奉献的精神，深入实际、深入生活、深入群众，调查研究，求真务实，努力改进工作作风和文风，不断创新报道内容、形式和手段，使新闻报道贴近实际、贴近生活、贴近群众，增强新闻报道的针对性、实效性和吸引力、感染力。

第五条 新闻采编人员从事新闻报道活动时如遇以下情形应实行回避，并不得对稿件的采集、编发、刊播进行干预或施加影响：

- 1、新闻采编人员与报道对象具有夫妻关系、直系血亲关系、三代以内旁系血亲以及近姻亲关系；
- 2、新闻采编人员采访报道涉及地区系本人出生地、曾长期工作或生活所在地；
- 3、新闻采编人员与报道对象属于素有往来的朋友、同乡、同学、同事等关系；
- 4、新闻采编人员与报道对象存在具体的经济、名誉等利益关系。

第六条 新闻单位各级分支机构和派出机构的主要负责人（分社社长、记者站站长等）实行任期轮岗制和任职回避制。任职满8年的，应轮岗交流或易地安排。新闻采编人员不得被派往本人出生地、曾长期工作或生活所在地担任分社社长或记者站站长。

第七条 新闻采编人员要杜绝各种有偿新闻行为。不得利用采编报道谋取不正当利益，不得接受可能影响新闻报道客观公正的宴请和馈赠，不得向采访报道对象或利害关系人索取财物和其他利益，不得从事与职业有关的其他有偿中介活动，不得经商办企业，不得在无隶属关系的其他新闻单位或经济组织兼职取酬。

第八条 新闻采编人员要严格执行新闻报道与经营活动分开的规定。不得以记者、编辑、审稿人、制片人、主持人、播音员等身份拉广告，不得以新闻报道换取广告，不得以变相新闻形式刊播广告内容，不得为经营谋利操纵新闻报道。新闻采编人员不得以订阅报刊为条件进行新闻报道，不得直接要求被采访报道单位或个人订阅报刊，更不得以批评曝光为由强迫被采访报道单位或个人订阅报刊、投放广告或提供赞助。

第九条 规范新闻采编人员记者证件管理和使用。公开的新闻采访必须出示经新闻出版单位、广播电视主管部门资格认定，由国家新闻出版行政主管部门核发的记者证件。对使用假记者证或冒充记者的人员要严肃查处。新闻单位要向社会公布监督电话，方便群众监督。

第十条 对违规违纪的新闻采编人员要按有关规定和纪律严肃查处。新闻采编人员有虚假报道、有偿新闻等行为，情节严重的，一律吊销记者证。凡被吊销记者证的新闻采编人员，自吊销之日起5年之内不得从事新闻采编工作；因故意犯罪被判处刑罚的，终身不得从事新闻采编工作。

第十一条 本规定自公布之日起在全国主要新闻单位试行，其他新闻单位参照试行。

（资料3）

关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知

国家新闻出版广电总局 新出字〔2013〕110号 2013年4月8日

各省、自治区、直辖市新闻出版局，新疆生产建设兵团新闻出版局，解放军总政治部宣传部新闻出版局，中央和国家机关各部委、各民主党派、各人民团体报刊主管单位，中央主要新闻单位：

网络是媒体新闻采编人员联络读者、获取信息、拓展传播效应的重要渠道。为充分发挥网络的积极作用，推动形成健康的新闻秩序，现就加强新闻采编人员使用网络信息、开通个人微博等网络活动管理通知如下：

一、牢牢把握正确舆论导向。新闻采编人员要坚持马克思主义新闻观，牢牢把握正确舆论导向，坚持团结稳定鼓劲、正面宣传为主的方针，积极利用传统媒体、新闻网站、博客、微博等载体传播主流信息，引导社会舆论，自觉抵制有害信息的渗透和传播，不引用、不报道未通过权威渠道核实的网络信息，不传播、不转载网上流言、传言或猜测性信息。

二、进一步规范新闻采编行为。严格落实中央宣传部等五部门联合下发的《关于进一步规范新闻采编工作的意见》，严格新闻单位采编活动和编审流程的管理，防止为片面追求轰动效应、发行数量、收听收视率而造成失实报道。未经批准，各类新闻单位均不得擅自使用境外媒体、境外网站的新闻信息产品。

三、进一步加强媒体新闻网站管理。新闻单位须加强新闻网站内容审核把关及新闻采编人员网络活动管理，要按照传统媒体刊发新闻报道的标准和流程，严格审核所属新闻网站发布的信息。禁止将网站及网站频道的新闻采编业务承包、出租或转让，禁止无新闻记者证人员以网站及网站频道名义采访或发稿。未经核实，新闻单位所办新闻网站不得擅自发布新闻线人、特约作者、民间组织、商业机构等提供的信息。

四、进一步加强博客和微博管理。新闻单位设立官方微博，须向其主管单位备案，并指定专人发布权威信息，及时删除有害信息。新闻采编人员设立职务微博须经所在单位批准，发布微博信息不得违反法律法规及所在媒体的管理规定，未经批准不得发布通过职务活动获得的各种信息。

五、加强和改进网络新闻舆论监督。新闻单位要不断加强和改进舆论监督，做到科学监督、依法监督、建设性监督，推动国家的方针政策落到实处，实现好、维护好、发展好基层和人民群众的切身利益。新闻采编人员不得利用舆论监督要挟基层单位和个人订阅报刊、投放广告、提供赞助。新闻采编人员不得在网络上发布虚假信息，未经所在新闻机构审核同意不得将职务采访获得的新闻信息刊发在境内外网站上。

各地新闻出版行政部门和各新闻媒体主管主办单位要切实履行属地管理、分级管理的职责，强化对本地媒体、所辖媒体和中央媒体在地方记者站、分支机构、新闻网站地方频道新闻采编人员及新闻业务的监管。对新闻采编人员以网络为平台牟取非法利益等行为，要坚决制止，依法严肃查处，并视情节限期或终身禁止其从事新闻采编工作。

(资料 4)

新闻从业人员职务行为信息管理办法

国家新闻出版广电总局 (2014年6月30日)

第一条 为加强新闻从业人员职务行为信息的管理，规范新闻传播秩序，根据《保守国家秘密法》、《劳动合同法》、《著作权法》等有关法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称新闻从业人员职务行为信息，是指新闻单位的记者、编辑、播音员、主持人等新闻采编人员及提供技术支持等辅助活动的其他新闻从业人员，在从事采访、参加会议、听取传达、阅读文件等职务活动中，获取的各类信息、素材以及所采制的新闻作品，其中包含国家秘密、商业秘密、未公开披露的信息等。

第三条 新闻单位要坚持依法依规、趋利避害、善管善用、可管可控的原则，加强职务行为信息管理，确保新闻从业人员职务行为信息使用科学合理、规范有序。

第四条 新闻单位应健全保密制度，对新闻从业人员在职务行为中接触的国家秘密信息，应明确知悉范围和保密期限，健全国家秘密载体的收发、传递、使用、复制、保存和销毁制度，禁止非法复制、记录、存储国家秘密，禁止在任何媒体以任何形式传递国家秘密，禁止在私人交往和通信中涉及国家秘密。

新闻从业人员上岗应当经过保密教育培训，并签订保密承诺书。

第五条 新闻单位应按照《劳动合同法》的有关规定，与新闻从业人员就职务行为信息中的商业秘密、未公开披露的信息、职务作品等与知识产权相关的保密事项，签订职务行为信息保密协议，建立职务行为信息统一管理制度。

保密协议须分类明确新闻从业人员职务行为信息的权利归属、使用规范、离岗离职后的义务和违约责任。

新闻从业人员不得违反保密协议的约定，向其他境内外媒体、网站提供职务行为信息，或者担任境外媒体的“特约记者”、“特约通讯员”、“特约撰稿人”或专栏作者等。

第六条 新闻从业人员不得利用职务行为信息谋取不正当利益。

第七条 新闻从业人员以职务身份开设博客、微博、微信等，须经所在新闻单位批准备案，所在单位负有日常监管职责。

新闻从业人员不得违反保密协议的约定，通过博客、微博、微信公众账号或个人账号等任何渠道，以及论坛、讲座等任何场所，透露、发布职务行为信息。

第八条 新闻从业人员离岗离职要交回所有涉密材料、文件，在法律规定或协议约定的保密期限内履行保密义务。

第九条 新闻单位须将签署保密承诺书和职务行为信息保密协议，作为新闻从业人员劳动聘用和职务任用的必要条件，未签订的不得聘用和任用。

第十条 新闻采编人员申领、换领新闻记者证，须按照《新闻记者证管理办法》的规定提交有关申报材料，申报材料中未包含保密承诺书和职务行为信息保密协议的，不予核发新闻记者证。

第十一条 新闻单位应在参加新闻记者证年度核验时，向新闻出版广电行政部门报告新闻从业人员保密承诺书和保密协议签订、执行情况。

第十二条 新闻从业人员违反保密承诺和保密协议、擅自使用职务行为信息的，新闻单位应依照合同追究违约责任，视情节作出行政处理或纪律处分，并追究其民事责任。

第十三条 新闻单位的主管主办单位应督促所属新闻单位健全保密承诺和保密协议制度，履行管理责任；新闻出版广电行政部门应加强本行政区域内新闻单位职务行为信息管理情况的日常监督检查。

第十四条 新闻从业人员擅自发布职务行为信息造成严重后果的，由新闻出版广电行政部门依法吊销新闻记者证，列入不良从业行为记录，做出禁业或限业处理。

第十五条 新闻单位对新闻从业人员职务行为信息管理混乱，造成失密泄密、敲诈勒索、侵权等严重问题的，由新闻出版广电行政部门等依法查处，责令整改，对拒不改正或整改不到位的不予通过年度核验，情节严重的撤销许可证，并依法追究新闻单位负责人和直接责任人的责任。

第十六条 新闻从业人员违反规定使用职务行为信息造成失密泄密的，依法追究相关人员责任，涉嫌违法犯罪的移送司法机关处理。

第十七条 本办法自发布之日起施行。